○ネットワーク名【協議】

・豊田みよしケアネット（通称：TMCネット）

○モデル実施の参加者の選定及び説明会の実施【報告】

・本稼働に向けたシステムの利便性の向上や導入促進対策の検討を目的として実施する予定。
・豊田市２事例（①、②）、みよし市２事例（③、④）を予定。
①要介護４の高齢世帯の女性（状態変化は多い）で、医師、ケアマネ、訪問看護、訪問リハビリ、ヘルパーでモデル実施
②要介護５の男性で、全介助の生活をしており、医師、ケアマネ、訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイ、ヘルパー、訪問入浴でモデル実施
③要介護５の男性で介護量が多く、医師、ケアマネ、デイサービス事業所（3か所）、訪問リハビリ、訪問看護でモデル実施
④認知症初期集中支援チームが介入している、夫婦共に介護保険未申請で認知症疑いのあるケース

・12月21日（水）に参加者へ説明会を実施し、参加の同意とシステムの説明を行う（個別説明も可）。
⇒１月16日（月）からモデル実施を開始する予定。

○セキュリティレベルについて【報告】

【案】モデル実施の際に、４案件中２案件は超セキュアクラウド（VPN)で対応し、残りはセキュアクラウド（SSL)で対応する。
⇒本稼働時に、どちらのレベルで運用するか検討するため。VPNはセキュリティレベルが高いものの、毎回起動時にログインが発生する。安全面と導入促進（利用する手間が少ない）のバランスを考慮して本稼働に反映させる。

○システム運用のための協議会設置【報告】

・システムの運用に当たり、協議会を設置して運用主体とする必要がある。
⇒豊田市では、市が運用者となる場合、インターネットを介して個人情報のやりとりが禁止であるため実施不可。
【案】モデル実施時は、モデル参加者によるモデル実施協議会を設置する。WGメンバーはオブザーバーとして位置付ける。
モデル実施協議会の会長を選出する必要があり、モデル実施参加者となる医師会の神谷先生を会長とする。
事務局は豊田市及びみよし市とする。
本稼働時は、三師会、サービス機関連絡協議会等による協議会参加を呼びかけ、今後、各団体と調整する。

・協議会設置の規約が必要である。
⇒モデル実施協議会の設置規約を参考に、３月までに本稼働時の協議会設置規約を作成する。
【案】資料２参照

○利用規約の策定【報告・協議】

【案】資料３参照
⇒モデル運用のために最低限を定め、モデル実施を経て本運用までに最終にする。

・管理責任
【案】資料４　第５条参照
⇒運用者が協議会となるため、協議会の範囲においてその責任を負うこととなる。他市を参考に参加する施設（管理者）がその責任を負うことを記載した。

・利用対象者
【案】福祉用具事業者について、利用者から除外。　資料３　第８条参照
⇒利用規約の中で、営利目的は対象外と位置付ける予定であるため（必要以上のサービスにつながることを懸念）、モデル事業においては、対象外として実施する。本稼働時に対象とするかは、モデル実施にて検証する。

○セキュリティポリシーの策定【報告】

【案】資料４参照
⇒個人情報を取り扱うため、システムのセキュリティ基準を定める。両市のセキュリティポリシーを参考に、市のシステム担当課の意見を踏まえてモデル実施までに策定する。

○同意書の宛て先【報告・協議】

【案】協議会あてとする。
⇒前回までは市が運用主体で話を進めていたが、協議会が運用主体となるため、同意書は協議会あてとする。同意書の保管については事務局が保管する。